

令和7年3月19日 佐藤

～ 防犯カメラや防犯錠などの購入・設置で、もっと安全・安心で住みやすいまちに！ ～

個人向け「防犯対策物品購入・設置補助制度」3/21 から受付開始

区では、生活者支援の一環として、防犯性能が高い対策物品の購入や設置にかかる費用の一部を補助する事業「墨田区住まいの防犯対策臨時補助金交付事業」を、3月21日（金）から開始します。申請は1世帯につき1回限りとし、補助額は対象経費の2分の1（上限4万円）です。

対象となる物品は、昨今特に需要が高まっている「防犯カメラ」「録画機能付きドアホン」「防犯錠・補助錠」「防犯フィルム」「センサーライト」の5品目です。

区の担当者は、「近年、防犯対策の重要性が高まっていますが、費用面で躊躇される方も多いのではないのでしょうか。この制度は、そうした区民の皆さんの不安を少しでも解消し、安全・安心な暮らしをサポートするために実施します。防犯カメラやセンサーライトなど、効果的な防犯対策を手軽に導入できるこの機会を、ぜひ積極的にご活用ください。」と話します。

区では、安全・安心なまちの実現に向けて、今後もさまざまな取組を展開していきます。

※この事業は、昨今の防犯意識の高まりなどの背景から、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施するものです。

《概要》 墨田区住まいの防犯対策臨時補助金交付事業

3月21日(金)

受付スタート！

補助対象物品

- ▶ 防犯カメラ
- ▶ 録画機能付きドアホン
- ▶ 防犯錠・補助錠
- ▶ 防犯フィルム
- ▶ センサーライト

補助率：1／2
上限額：4万円

※予算額に達し次第受付終了

対象者：区内に住民登録がある方

対象経費：対象物品の購入・設置にかかる経費

※3月21日（金）以降に購入したもので、1世帯につき1回限り

対象物品：防犯カメラ、録画機能付きドアホン、防犯錠・補助錠、防犯フィルム、センサーライトの5品目 ※各物品の定義や要件の詳細は区ウェブサイトを確認

補助金額：対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）、上限4万円

申請の流れ：①（申請者）必要書類を作成し区に提出

②（区）提出物の内容に不備が無いか確認の上、交付決定を行い、申請者が指定した口座に補助決定額を振込

申請の方法：持参（安全支援課窓口）、郵送、オンライン申請

必要書類：申請書、本人確認書類、防犯物品の納品書・領収書等、防犯物品設置後の写真、口座情報確認書類、所有者からの同意書（賃貸物件の世帯のみ）

※オンライン申請の場合、LoGo フォームに必要項目を入力し、添付資料を画像でアップロード
受付開始：令和7年3月21日（金）から ※予算額に達し次第受付終了

《問合せ》 危機管理担当 安全支援課 TEL 03-5608-6199

※ お問い合わせは午後5時までにお願いします。（広報広聴担当 TEL 03-5608-6220）